

「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(新旧対照表)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」</p> <p style="text-align: center;"><u>平成24年7月</u></p> <p style="text-align: center;">総務省</p> <p>1、2（略）</p> <p>3. 検証の実施方法</p> <p>（1）接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 検証区分</p> <p>検証区分は、サービスの代替性やサービスを提供する際に利用する機能の差異を考慮して設定することとし、その際、総務省が実施する競争評価に用いられている市場画定を参考とする。</p> <p>以上を踏まえ、具体的な検証区分は次のとおりとする。</p> <p>[検証区分]</p> <p>⑤ 入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、 ⑤Bフレッツ、⑥フレッツADSL、⑦フレッツISDN、⑧フレッツ光ネクスト、 <u>⑨フレッツ光ライト</u>、<u>⑩ひかり電話</u>、<u>⑪ビジネスイーサワイド</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>（2）、（3）（略）</p> <p>4、5（略）</p>	<p>「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」</p> <p style="text-align: center;"><u>平成23年7月</u></p> <p style="text-align: center;">総務省</p> <p>1、2（略）</p> <p>3. 検証の実施方法</p> <p>（1）接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 検証区分</p> <p>検証区分は、サービスの代替性やサービスを提供する際に利用する機能の差異を考慮して設定することとし、その際、総務省が実施する競争評価に用いられている市場画定を参考とする。</p> <p>以上を踏まえ、具体的な検証区分は次のとおりとする。</p> <p>[検証区分]</p> <p>①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、 ⑤Bフレッツ、⑥フレッツADSL、⑦フレッツISDN、⑧フレッツ光ネクスト、 <u>⑨ひかり電話</u>、<u>⑩ビジネスイーサワイド</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>（2）、（3）（略）</p> <p>4、5（略）</p>
（別紙）（略）	（別紙）（略）
【参考】（略）	【参考】（略）